

参加費無料

- ・相続登記が申請義務化になったけど、まだ登記していないよ…
- ・相続登記をしたいけど、どうすればいいんだろう…
- ・土地や建物を持っているけど、万が一のときはどうしよう？

そんなあなたのために！

12.2

火

講演会：10時30分～12時

無料相談会：13時～14時50分

庄原自治振興センター多目的ホールA・B

(庄原市西本町二丁目17番15号)

未来につなぐ相続登記 講演会・無料相談会

in 庄原市

講演会

演題

10:30～11:20

「相続登記・遺言のススメ」

広島司法書士会

司法書士 近村 義昭

11:25～11:50

「自筆証書遺言書保管制度について」

広島法務局三次支局 小田桐 隆行

●予約は不要です

相続登記無料相談会

(先着9組)

司法書士が相談にお答えします

●事前予約制です (裏面をご覧ください)

●講演会を聴かれた方が対象です

○1組30分とさせていただきます

主催：未来につなぐ相続登記推進プロジェクト
(広島法務局&広島司法書士会)

共催：庄原市

お問合せ先：広島法務局 民事行政調査官室

☎082-228-5690



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



広島司法書士会
公式キャラクター
ろっぽっば

相続登記 無料相談会 申込方法

相談会の予約は、お電話でお申し込みいただくか
下の枠内に記入してFAXで送信いただくか、
枠内の事項をEメール本文に記入して送信してください。
(件名は「相続会申込」)

申込期間 令和7年11月10日(月)～11月25日(火)
申込先 庄原市環境建設部都市整備課建築係
電話 0824-73-1151
FAX 0824-73-1147
Eメール toshi-kenchiku@city.shobara.lg.jp
相談時間

①13:00-13:30 ②13:40-14:10 ③14:20-14:50

フリガナ	
お名前	
ご住所	
電話番号	
希望時間	

予約枠が限られているため、ご希望に添えない場合もございます。

提供された個人情報は、本会以外の目的で使用しません。

令和6年4月1日、相続登記の申請義務化

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日より**前に発生した相続**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の**過料**の適用対象に。



詳しくはこちら